豊島区

景観形成ガイドライン

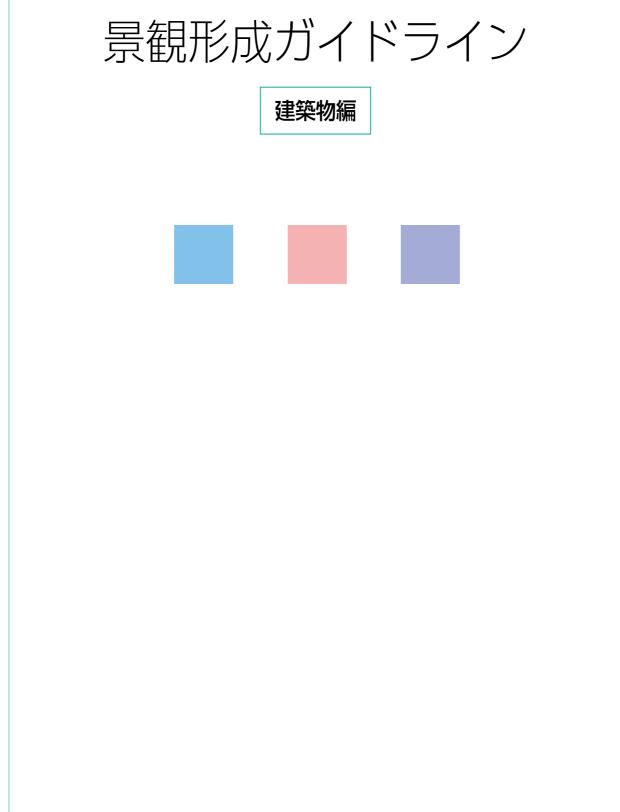
建築物編



平成29(2017)年3月



豊島区



	目 次	
第1章	はじめに	
	 豊島区景観形成ガイドラインの役割 景観まちづくりの進め方 (1)景観形成に取り組むにあたって (2)景観計画区域の区分 景観形成基準の適用 景観まちづくりの目標 池袋副都心の景観まちづくりの目標 地域別景観まちづくりの視点 	06 07 07 08 09 10 11
第2章	景観形成基準	
	 建築物の基準 (1) 市街地の区分に応じた景観形成基準 ・低層住居系市街地 ・ 住居系市街地 ・ 複合市街地 ・ 商業・業務系市街地 (2) 景観形成特別地区の景観形成基準 ・ 神田川沿川景観形成特別地区 ・ 六義園周辺景観形成特別地区 ・ 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区 2. 工作物の基準 3. 開発行為の基準 (1) マンセル表色系と色彩基準の考え方 (2) 色彩景観に関する配慮事項 (3) 一般地域の色彩基準 (4) 景観形成特別地区の色彩基準 ・ 神田川沿川景観形成特別地区 ・ 六義園周辺景観形成特別地区 ・ 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区 	16 16 16 20 24 30 34 40 44 50 54 56 56 58 60 62 62 64 66
	参 考	
	 事前協議及び届出の基本的な流れ 事前協議及び届出の対象行為一覧 	70 71